



第2次周南市まちづくり総合計画 基本構想(素案)



平成26年6月

目次

I 周南市の未来像	1
1. まちづくりの基本理念	
2. 目指すまちの姿	
II 計画の性格と名称等	3
1. 計画の性格	
2. 名称	
3. 構成	
4. 期間	
III 市民の意識	4
1. 市民アンケート調査の結果	
2. 地域懇談会（市長と語ろう！もやいミーティング）	
IV 社会の潮流と基本認識	7
1. 人口減少と超高齢社会の到来	
2. グローバル化の進展	
3. 深刻化する地球環境問題	
4. 安全に対する意識の高まり	
5. 地方分権の進展	
6. 地域づくりへの機運の高まり	
7. 価値観やライフスタイルの多様化	
8. 情報通信技術（ICT）の発展とコミュニケーションの変化	
9. 市町村合併の進展と合併支援措置の終了	
10. 急がれる公共施設老朽化への対応	
V 将来人口	11
1. 人口の見通し	
2. 年齢階層別人口の見通し	
3. 地域別人口の見通し	
4. 将来人口への対応	
VI まちづくりの方向	14
1. 元気で心豊かな人を育むまちづくり	
2. 無限の市民力を発揮できるまちづくり	
3. 安心して健康に暮らせるまちづくり	
4. 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり	
5. 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり	
6. 最大限の行政力を発揮するまちづくり	
用語説明	17

I 周南市の未来像

1. まちづくりの基本理念

本市は、平成 15（2003）年 4 月 21 日、平成の大合併における山口県内最初の合併を実現し、誕生しました。

そして、これまで市民主役の地域社会の創造と内外に元気を発信できるまちを目指して、市民と行政の協働のまちづくりを進め、豊かな自然や恵まれた地理的・社会的条件の中で、市民活動⁽¹⁾や産業活動が活発に営まれてきました。

その間、社会情勢は大きく変化し、特に人口については、人口減少社会へと変わり、将来的には、地方だけでなく大都市圏を含む全ての都道府県で人口が減少する社会へ移行すると言われていています。

こうした中で、本市においても減少する将来の人口特性を見据えた上で、人口減少にいかに向き合い、対処していくかが大きな課題であることから、行政需要の量やその内容を見極めながら、持続可能なまちづくりに向けた取組みを進めていくことが極めて重要になっています。

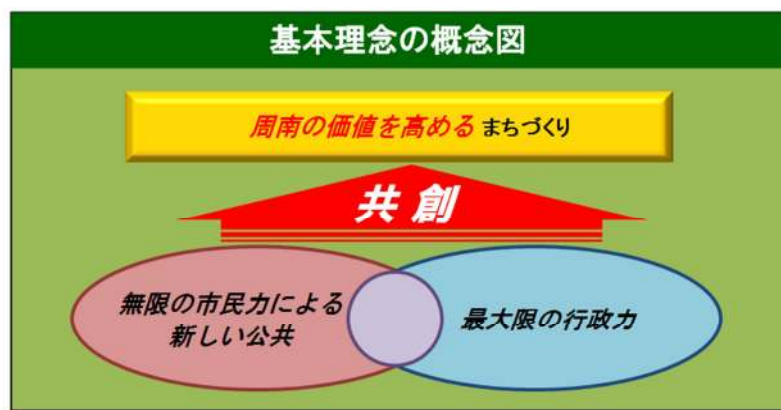
このような基本認識から、従来の公共サービスのあり方を見直し、「合併後のまちづくり」から「自立したまちづくり」へ転換するため、都市経営の基本理念を

**「∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し
周南の価値を高めるまちづくり」とします。**

複雑・多様化する市民ニーズや地域課題に、行政だけで対応していくことが困難な時代の中で、個人や地域団体・NPO⁽²⁾・企業等がもつ、「無限の市民力」から、自主的・主体的に公共サービスの担い手となる「新しい公共」を生み出し、それが広がるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、行政においては、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を最大限に活用した効果的・効率的な質の高いサービスを提供していくため、最大限の行政力を発揮していく必要があります。

こうした「無限の市民力による新しい公共」と「最大限の行政力」という2つの基軸を結集して、「公」を共に創っていく「共創」により、人口減少社会の中で、周南市としての「価値を高めるまちづくり」を進めていきます。



■ 新しい公共の概念図



※ 市民等：行政の除く全ての市民・各種団体・地域団体・NPO・法人等をいいます。

2. 目指すまちの姿

社会全体が、人口減少へと向かう中で、無限の市民力と最大限の行政力を結集し、本市の価値を高め、

「人と人との絆を大切にし、誰もが活躍できるまち」

「海・島・山・里などの豊かな自然を生かした潤いのあるまち」

「地域資源を生かした、活力あふれる産業のまち」を確立することにより、誰もが安心して、いつまでも共に暮らせる、自立した都市を実現します。

こうしたことから、本市の将来の都市像を

「人・自然・産業が織りなす

未来につなげる 安心自立都市 周南とします。

Ⅱ 計画の性格と名称等

1. 計画の性格

平成 23（2011）年 8 月の地方自治法一部改正により、市町村の基本構想策定の義務付けが廃止されましたが、市の長期的なビジョンを示す必要性は変わりません。

本計画は、平成 25（2013）年 9 月に制定した、周南市総合計画策定条例に基づき、将来展望のもとに自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に進めるため、まちづくりの長期的な目標から具体的な事業計画までを明らかにする、市の最上位計画として位置付けます。

2. 名称

「第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン」

3. 構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 つで構成します。

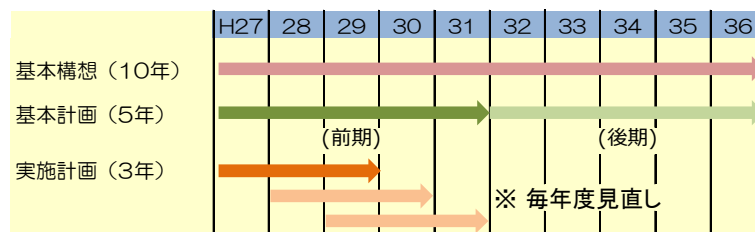
- 基本構想：将来目標として目指すまちの姿や、その実現に向けたまちづくりの基本的な方向性を示したものです。
- 基本計画：基本構想の実現に向けて、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、各分野における必要な施策を具体的に示したものです。
- 実施計画：基本計画で示した施策を実現するため、社会情勢や財政状況を勘案して、具体的な事業を示したものです。



4. 期間

計画期間は、全計画との整合性や継続性を踏まえ、次のとおり設定します。

- 基本構想：平成 27（2015）年度から 36（2024）年度までの 10 年間を計画期間とします。
- 基本計画：社会経済情勢の変化に対応するため、平成 27（2015）年度から 31（2019）年度までの前期、32（2020）年度から 36（2024）年度までの後期の、各 5 年間を計画期間とします。
- 実施計画：計画期間を 3 年間とし、財政状況の変化等を勘案して、毎年度見直しを行います。



Ⅲ 市民の意識

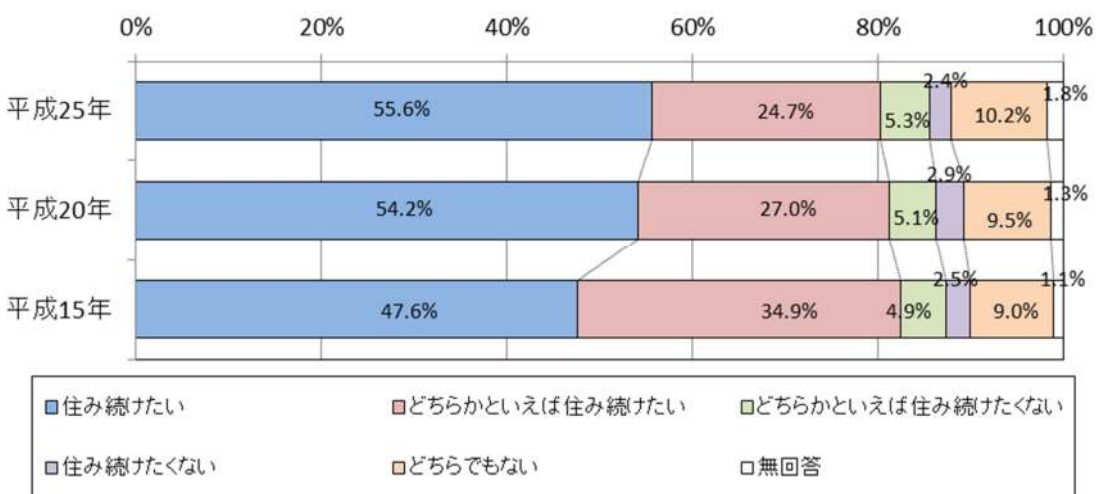
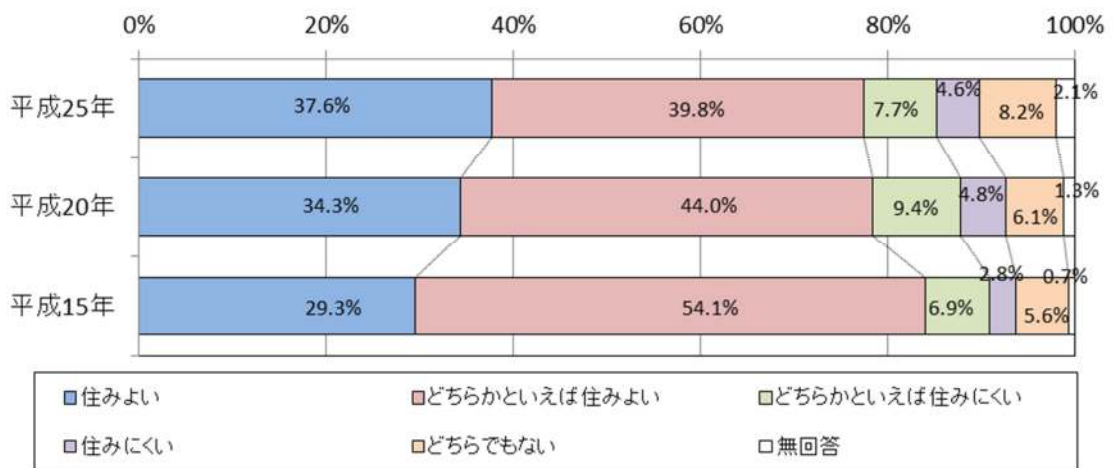
1. 市民アンケート調査の結果

■本市の住みよさ・今後の居留意向

平成25(2013)年の調査では、本市の住みやすさについて「住みよい」が37.6%「どちらかといえば住みよい」が39.8%となっており、概ね8割の人が住みよいと回答されています。

また、今後の居留意向について「住み続けたい」が55.6%「どちらかといえば住み続けたい」が24.7%で、概ね8割の人が、住み続けたいと回答されています。

合併直後(平成15(2003)年8月)と比較すると、本市を「住みよい」と感じている人の割合が8.3ポイント、「本市に住み続けたい」と考えられる人の割合が8.0ポイントそれぞれ上がっています。



■市の取組みに対する満足度

平成 20（2008）・25（2013）年のいずれにおいても「上水道の整備」「下水道・排水施設の整備」「消防・救急体制」の満足度が高いと評価された一方「徳山駅中心の市街地活性化」「商業の振興」「観光の振興」の満足度が低いと評価されました。

また、20 年からの 5 年間で「廃棄物処理対策等の取組み（21 ⇒ 12 位）」「青少年健全育成（18 ⇒ 13 位）」「病院等医療体制（25 ⇒ 16 位）」への満足度が高くなりました。

※ 平成 25・20 年と 15 年調査では、一部の施策項目が異なります。

満足度が高い項目

順位	平成 25 年	平成 20 年	平成 15 年
	項目	項目	項目
1 位	上水道の整備	上水道の整備	上水道の整備
2 位	下水道・排水施設の整備	下水道・排水施設の整備	下水道・排水施設の整備
3 位	消防・救急体制	消防・救急体制	道路の整備
4 位	道路の整備	道路の整備	し尿処理体制
5 位	幼児教育や義務教育	河川・水路の整備	消防・救急体制
6 位	CATV 等情報化への対応	CATV 等情報化への対応	自然環境（海岸・河川・森林など）
7 位	健康づくり活動	公園や緑地などの整備	ごみ処理体制
8 位	スポーツ等の振興	スポーツ等の振興	公園や緑地などの整備
9 位	公園や緑地などの整備	工業の振興	文化会館や美術博物館などの文化活動
10 位	河川・水路の整備	健康づくり活動	自然災害への対応

満足度が低い項目

	平成 25 年	平成 20 年	平成 15 年
36 位	徳山駅中心の市街地活性化	徳山駅中心の市街地活性化	専門性の高い買い物ができる商業施設
35 位	商業の振興	商業の振興	映画やレジャーを楽しめる娯楽施設
34 位	観光の振興	行財政改革の推進	子供の遊び場
33 位	企業誘致や企業家への支援	観光の振興	レジャー・レクリエーション施設
32 位	行財政改革の推進	企業誘致や企業家への支援	子育て支援・少子化対策
31 位	市政参画の推進	農林業の振興	スポーツ大会・イベントを見る機会
30 位	バスや鉄道などの公共交通機関	子育て支援や少子化対策	障害者のための福祉施設
29 位	農林業の振興	市政参画の推進	コンサートや劇などを見る機会
28 位	子育て支援や少子化対策	バスや鉄道などの公共交通機関	高齢者・障害者の地域での支援体制
27 位	国際交流など国際化	高齢者福祉の充実	高齢者の生きがい対策

■今後のまちづくりにおいて重要度が高いもの

「徳山駅中心の市街地活性化」の重要度が最も高く、次いで「高齢者福祉の充実」「病院等の医療体制」「子育て支援や少子化対策」「バスや鉄道などの公共交通機関」となっており、各地域においても、ほぼ同様の回答がされています。

また、前回調査との比較では、ほぼ同様の回答ですが、全体の「防災体制の充実：第 15 ⇒ 10 位」、都市周辺地域の「河川・水路の整備：第 16 ⇒ 7 位」、中山間地域の「障害者福祉の充実：第 18 ⇒ 6 位」、が大きく順位を上げています。

順位	平成 25 年	平成 20 年
	項目	項目
1 位	徳山駅中心の市街地活性化	徳山駅中心の市街地活性化
2 位	高齢者福祉の充実	病院等の医療体制
3 位	病院等の医療体制	高齢者福祉の充実
4 位	子育て支援や少子化対策	子育て支援や少子化対策
5 位	バスや鉄道などの公共交通機関	青少年の健全育成
6 位	商業の振興	廃棄物処理対策等の取組み
7 位	青少年の健全育成	幼児教育や義務教育
8 位	幼児教育や義務教育	行財政改革の推進
9 位	行財政改革の推進	バスや鉄道などの公共交通機関
10 位	防災体制の充実	商業の振興

2. 地域懇談会（市長と語ろう！もやいミーティング）

平成 25（2013）年 11 月、12 月に、各総合支所や支所を中心とする 20 地区に市長が直接出向く「市長と語ろう！もやいミーティング」を開催しました。

各会場では、市のまちづくりの現状や将来ビジョン、また次期まちづくり総合計画・公共施設再配置計画をテーマに意見交換を行い、計 764 人の参加がありました。

もやいミーティングで寄せられた主な意見

分野	主な意見
公共施設関連	支所・公民館の整備、公共施設再配置計画、教育施設整備 等
中山間地域振興関連	農業支援、鳥獣被害対策、地域の夢プラン実現への支援 等
道路整備関連	国・県・市道の整備、橋の点検、道路の安全対策 等
生活交通関連	バスの利用促進、交通弱者対策、多目的バスの導入 等
新庁舎建設関連	新庁舎の位置・事業規模・事業費、市民館の解体 等
福祉関連	高齢者の見守り活動、保育園児童園のあり方、地域医療の存続 等
安心安全関連	自主防災組織の支援、防災無線の整備、空き家対策 等

Ⅳ 社会の潮流と基本認識

1. 人口減少と超高齢社会の到来

わが国は、長引く出生率の低迷等により、平成 20（2008）年頃から人口減少社会に入ったといわれており、併せて世界に類をみない速度で高齢化も進んでいます。

平成 25（2013）年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所から公表された人口の将来推計（以下「社人研推計」という。）では、平成 22（2010）年の国勢調査人口 128,057 千人（100%）から、平成 32（2020）年には 124,100 千人（96.9%）、平成 42（2030）年には 116,618 千人（91.1%）、さらに平成 52（2040）年には 107,276 千人（83.8%）に減少するとされています。

また、平成 37（2025）年における 75 歳以上人口は、約 2,179 万人で、およそ 5 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者となるほか、世帯主が 75 歳以上の約 1,187 万世帯のうち、37.7%の約 447 万世帯は、「単独世帯」になると見込まれています。

こうした、高齢者の単独世帯では、緊急時の支援体制や孤立死を防ぐための対策、また、夫婦 2 人だけの場合は「老々介護」対策なども求められています。

今後の少子高齢化により生産年齢人口が相対的に減少していく人口構造の変化は、生産や消費の減少に伴う経済の縮小につながり、社会保障費⁽³⁾などの国民負担の増加や税収の減少など、一旦、経済規模の縮小が始まると、それが更なる縮小を招き、生活水準の低下につながる懸念されるほか、地域コミュニティ⁽⁴⁾の担い手不足など社会全体の活力に影響を与える可能性があります。

本市においても、このような人口減少・超高齢社会⁽⁵⁾に正面から向き合い、将来にわたり持続する活力あるまちづくりに向けた取組みを一層進めていく必要があります。

2. グローバル化⁽⁶⁾の進展

平成 20（2008）年秋のリーマン・ショック⁽⁷⁾に端を発した世界同時不況の影響は、わが国においても株価の大暴落やそれに伴う急激な景気の低迷等、日本経済が世界経済の一部であることを改めて認識させられた事件でした。

その後、国内消費では小売販売には大きな落ち込みは見られませんが、外需依存型の経済構造やデフレ⁽⁸⁾による経済の縮小傾向など、厳しい経済情勢が続いており、国においても景気回復が最優先課題となっています。

こうした中、景気の低迷からの脱却に向けた、国の経済政策が進められており、その効果や平成 32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定もあり、徐々に明るい兆しが広がりはじめています。

また、経済だけでなく海外との人の交流も広がり、国においては観光庁を設置し、インバウンド⁽⁹⁾への取組みが進められています。

本市においては、コンビナート関連企業における国際競争力の強化が大きな課題となっており、世界経済の動向が市民生活や市の税収等に影響を与える状況であることから、こうした動きにも注視しなければなりません。

3. 深刻化する地球環境問題

世界的な経済の急速な進展や人口増加に伴い、石油などの化石燃料⁽¹⁰⁾の消費増大による地球温暖化やそれに起因するとされる異常気象、自然生態系への影響など、深刻な環境問題が起きており、わが国においても海外からの大気汚染問題などの国境を越えた世界共通の課題があり、国際社会の一致団結した取組みが不可欠となっています。

また、環境問題への対応や東日本大震災による電力不足等を契機として、日本各地で太陽光や風力等の再生可能エネルギー⁽¹¹⁾を活用した発電所の建設が進んでいます。

さらに、社会経済活動から個人の身近な暮らしに至るまで、環境負荷の少ない低炭素社会への転換に向けた、省資源・省エネルギーや再生可能エネルギー、新エネルギーの普及や自然環境の保全など、さまざまな観点からの取組みが求められています。

4. 安全に対する意識の高まり

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、その規模や津波による被害に加え、原子力発電所の重大事故など、これまでの想定を超える甚大な被害をもたらし、日本中に大きな衝撃を与えたところであり、これを契機に人々の災害に対する意識は大きく変化し、豪雨や今後発生が予想される大地震への対応の転機ともなりました。

本市においても、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への被害が予測される中で、災害に対する市民の意識が高まっており、公助による防災対策をはじめ、市民や地域団体等による自助・共助による防災対策を支援するほか、老朽化した公共施設や社会インフラの対応に取り組んでいく必要があります。

また、交通事故や犯罪、振り込め詐欺やインターネットによる新たな犯罪、食の安全への不安など身近な生活の中での危険が増大しており、こうした危険を排除する取組みが必要となっています。

安心を実感できる暮らしの実現に向けて、行政としてしっかりと危機管理体制を構築し、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」ことを基本に置きながら、地域においても互いに助けあうことのできる体制づくりを進めていくことが求められています。

5. 地方分権⁽¹²⁾の進展

地方分権の流れは、これまで 20 年以上にわたり進められてきたところであり、第 1 次地方分権改革から、その後の地方分権一括法の施行や三位一体の改革を経て、平成 19 (2007) 年の地方分権改革推進法の施行に始まる第 2 次地方分権改革が現在進められており、国が地方自治体の自治事務を法令で制限する「義務付け・枠付け」の廃止や条例制定権の拡大等が行われ、基礎自治体へも多くの事務や権限が移譲されました。

本市は、これまで合併の目的の一つである地方分権に対応した受け皿となる基礎自治体としての体制づくりを進め、全ての建築確認等に対応した特定行政庁への移行などのまちづくり分野の事務や、パスポート発行などの市民に身近な事務を中心に県から権限移譲を受け、行政機能の充実を図り、サービスの向上に努めてきました。

今後も地方分権が進む中で、住民にとって最も身近な基礎自治体の果たすべき役割と責任はますます重要となってくると考えられることから、本市においても、こうしたことに適切に対応できる組織体制の整備を図るとともに、自立した自治体経営に向けた行財政改革を進め、行政力を高めていく必要があります。

6. 地域づくりへの機運の高まり

中山間地域をはじめとした、地方自治体内の個別の地域においては、急速な人口減少や高齢化等に伴い、地域コミュニティの衰退等が進み、安心して暮らす上での防災対応や日常生活機能の維持、生活交通の確保、伝統文化の継承などさまざまな課題が山積してはいますが、その全てを行政や民間事業者が対応することは困難な時代となっています。

こうした中で、市内においては、これらの課題の解決に向けて、地域による子供や高齢者の見守り、防災など安心して暮らせる地域づくりが始まっており、中山間地域を中心に、集落を越えて地域全体で支えあい、「自分たちの地域は自分たちで守る」自立した地域の体制づくりが進められています。

今後も、行政として、市民との協働の取組みを進めていくほか、「新しい公共」の担い手として、さまざまな団体等による自主的・自立的な地域づくりが一層求められます。

7. 価値観やライフスタイルの多様化

人々の意識が「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」へと変わる中で、労働時間の短縮化や団塊の世代の大量退職等に伴い、ゆっくりとした生活を送るスローライフや田舎暮らしへの関心が高まるなど、人々の価値観は多様化してきています。

また、若者を中心とした地方回帰への動きも見え始めており、UJI ターンや第 1 次産業への新規就労、国の制度である地方への地域おこし協力隊の参加など、成長だけにとらわれない自分らしさを求めた成熟した生き方が注目されています。

さらに、女性の社会進出等から男女共同参画やワークライフバランス⁽¹³⁾の考え方が広がってきたほか、多文化との共生等、価値観や個性を尊重する生き方も広がっています。

こうしたことから、今後は、世代や性別によらず、市民一人ひとりが個性と能力を發揮し、それぞれの責任と価値観に基づいた生き方が可能となる自由度の高い社会が求められています。

一方、個性的な生き方が重要視されてきたことから、地域社会とのつながりの希薄化や、未婚による単身世帯の増加などが、新たな課題となっています。

8. 情報通信技術（ICT）の発展とコミュニケーションの変化

情報化社会の進展は目覚ましく、わが国の携帯電話の人口普及率はほぼ 100%に達しているほか、インターネットについても、その人口普及率（総務省通信利用動向調査）は、平成 9（1997）年にはわずか 9.2%でしたが、平成 15（2003）年には 64.3%、平成 24（2012）年には 79.5%と急速に増加しており、世代に関係なく今や日常生活に不可欠なものとなっています。

また、パソコンや携帯情報端末などの普及による 1 人 1 台のインターネット環境、世界的な SNS⁽¹⁴⁾（social networking service）の普及による交流サイトなどの活用が加速化しています。

こうした中、情報通信技術（ICT：information and communication technology）の活用により、簡素・迅速で、身近な場所で必要なときに受けることが可能となる、利便性の高い行政サービスの需要が高まっています。

行政においても、ICT を活用した安全安心に関する情報共有体制、地域情報やイベント情報の共有によるコミュニケーション機能や、動画による情報発信の取組みなど、効率的で

スピード感のあるサービスを提供する「情報インフラ」としての利活用の幅が広がっています。

9. 市町村合併の進展と合併支援措置の終了

平成の大合併により、全国の市町村の数は、3,232（平成 11（1999）年 3 月 31 日現在）から 1,718（平成 26（2014）年 4 月 5 日現在）へと大きく減少し、山口県においても 56 市町村が 19 市町に再編されるなど、地方自治体の状況は大きく変化しました。

こうした中、合併自治体では、合併のメリットを生かして、広域的なまちづくりや人員削減など効率的な行財政改革、行政サービスの向上などに取り組んできました。

しかしながら、平成 16（2004）年度からの三位一体の改革による地方交付税の削減や平成 20（2008）年の世界同時不況に伴う税収の減少など、地方財政は厳しい状況が続いています。

また、合併後 10 年間は普通交付税の特例措置である合併算定替⁽¹⁵⁾が適用されますが、その後段階的に削減され 15 年目で終了することから、最終的にはその削減額は全国で約 9,300 億円とされています。

さらに、本市では、平成 30 年度までの合併特例債⁽¹⁶⁾の発行期限を間近に控え、残りの合併特例債の活用事業を十分に精査して対応する必要があります。

10. 急がれる公共施設老朽化への対応

人口減少や超高齢社会の進展による税収の減少や新たな財政需要への対応など、地方公共団体の財政運営が今後更に厳しさを増していく中で、過去の人口増加等に合わせて集中的に整備された、道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化への対応が、全国的にも大きくクローズアップされています。

こうしたことを受け、国からも平成 28（2016）年度までを期限として、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を進めるための計画策定が要請されたところであり、公共施設の老朽化対策は、今後の行政経営の上でも、優先順位の高い取り組みが必要となっています。

本市では、合併前に整備された施設を含め多くの公共施設を抱えており、老朽化が進む中、今のままでは道路や橋梁等を含めた公共施設の改修や更新に必要な費用は、今後の市の財政を圧迫していくことは確実な状況となっています。

市では、公共施設白書のほか公共施設再配置の基本方針を策定するなど、既に公共施設の老朽化対策に取り組んでいますが、合併支援措置の終了が間近に迫り一層厳しい財政運営を迫られる中で、喫緊の課題として老朽化が進む施設への対応が必要となっています。

V 将来人口

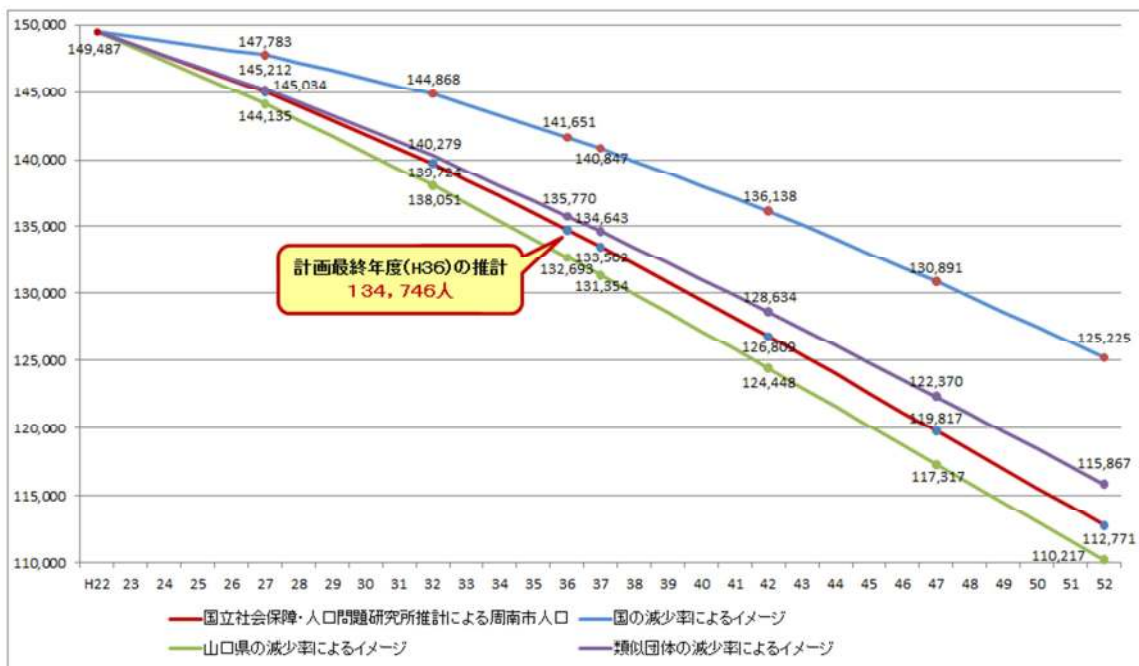
1. 人口の見通し

本市の人口は、既に昭和 60（1985）年の国勢調査人口をピークに人口減少が続いており、社人研推計では、平成 22（2010）年の国勢調査による人口 149,487 人から、平成 32（2020）年には 139,724 人、平成 42（2030）年には 126,809 人、そして、平成 52（2040）年には 112,771 人に減少するとされています。

こうした推計から、本計画の最終年度である平成 36（2024）年の人口は、約 135,000 人（134,746 人）となります。

また、平成 26（2014）年 5 月に有識者らによる民間の日本創成会議から公表された将来推計では、全国的な大都市圏等への人口移動が収束しないとした下位の試算として、本市の平成 52（2040）年の人口は 108,316 人となり、社人研推計よりさらに厳しい数値となっています。

■ 将来人口の推計（国立社会保障・人口問題研究所公表数値を基に算出）



	H22国勢調査	H27推計	H32推計	H36推計
周南市人口推計 (人)	149,487	145,034	139,724	134,746
H22との比較指数	—	97.0%	93.5%	90.1%
国の減少率によるイメージ	149,487	147,783	144,868	141,651
山口県の減少率によるイメージ	149,487	144,135	138,051	132,693
類似団体の減少率によるイメージ	149,487	145,212	140,279	135,770

	H37推計	H42推計	H47推計	H52推計
	133,502	126,809	119,817	112,771
	89.3%	84.8%	80.2%	75.4%
	140,847	136,138	130,891	125,225
	131,354	124,448	117,317	110,217
	134,643	128,634	122,370	115,867

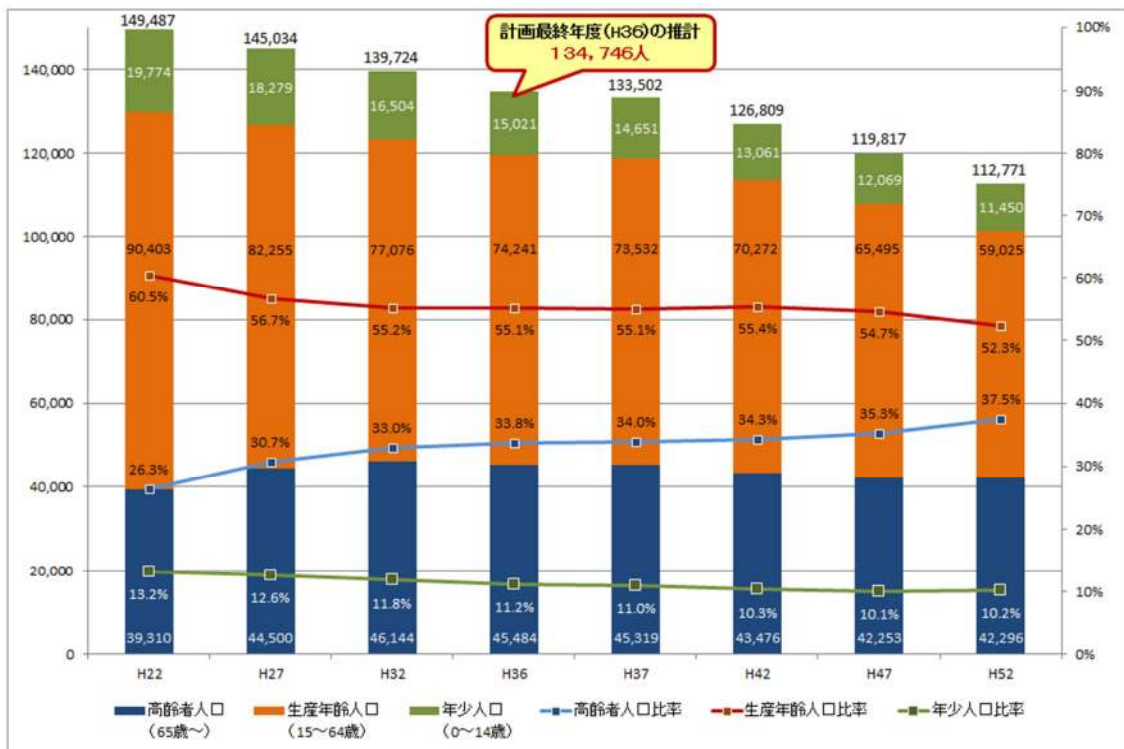
2. 年齢階層別人口の見通し

本市の年齢階層別人口は、社人研推計によると、年少人口及び生産年齢人口は一貫して減少する一方、高齢者人口は平成 32（2020）年まで増加し、その後、大都市圏等のような大幅な増加ではなく、微減に転じることが特性といえます。

このように高齢者人口の増減が少なく、年少人口及び生産年齢人口の減少が大きいことから、高齢化率は平成 22（2010）年の 26.3%から平成 32（2020）年には 33.0%、平成 42（2030）年には 34.3%、平成 52（2040）年には 37.5%と増加するとされています。

※年少人口：14 歳以下の人口、生産年齢人口：15～64 歳の人口、高齢者人口：65 歳以上の人口

■ 年齢階層別将来人口の推計



	H22国勢調査	H27推計	H32推計	H36推計
周南市人口推計	149,487	145,034	139,724	134,746
年少人口 (H22との比較)	19,774	18,279 (▲7.6%)	16,504 (▲16.5%)	15,021 (▲24.0%)
生産年齢人口 (H22との比較)	90,403	82,255 (▲9.0%)	77,076 (▲14.7%)	74,241 (▲17.9%)
高齢者人口 (H22との比較)	39,310	44,500 (13.2%)	46,144 (17.4%)	45,484 (15.7%)

	H37推計	H42推計	H47推計	H52推計
133,502	126,809	119,817	112,771	
14,651 (▲25.9%)	13,061 (▲33.9%)	12,069 (▲39.0%)	11,450 (▲42.1%)	
73,532 (▲18.7%)	70,272 (▲22.3%)	65,495 (▲27.6%)	59,025 (▲34.7%)	
45,319 (13.3%)	43,476 (10.6%)	42,253 (7.5%)	42,296 (7.6%)	

3. 地域別の人口見通し

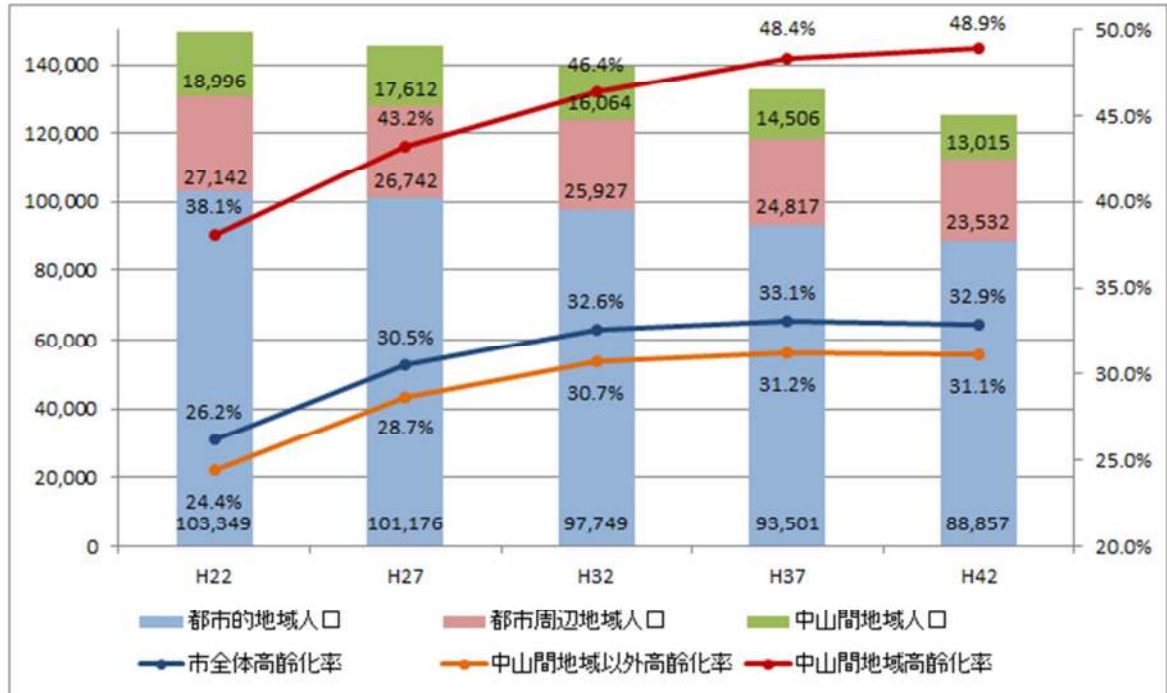
市内の都市部や中山間地域等の地域別の人口は、平成 22（2010）年国勢調査人口と平成 32（2020）年の推計人口で、中山間地域とそれ以外の地域を比較すると、中山間地域以外の減少率は 5.2%に対し、中山間地域の減少率は 15.4%と推計され、中山間地域の過

疎化が今後も急速に進むものと予測されます。

また、高齢化率については、平成 22（2010）年国勢調査人口と平成 32（2020）年の推計人口の高齢化率は、中山間地域以外では 24.4%から 30.7%に増加するのに対し、中山間地域では 38.1%から 46.4%となると推計され、人口減少と同様に今後も中山間地域の高齢化が急速に進むものと予測されます。

※地域別の人口見通しの推計人口は、本市独自の地区別の推計による。

■ 地域別将来人口・高齢化率の推計



	H22国勢調査	H27推計	H32推計	H37推計	H42推計
都市的地域人口	103,349 (26.2%)	101,176 (30.5%)	97,749 (32.6%)	93,501 (33.1%)	88,857 (32.9%)
都市周辺地域人口	27,142 (24.4%)	26,742 (28.7%)	25,927 (30.7%)	24,817 (31.2%)	23,532 (31.1%)
中山間地域人口	18,996 (38.1%)	17,612 (43.2%)	16,064 (46.4%)	14,506 (48.4%)	13,015 (48.9%)

4. 将来人口への対応

本市の人口は、平成 36（2024）年には、約 135,000 人と予測されます。

定住人口は、まちづくりの重要な要素であることから、今後、子供を産み育てやすい環境づくりによる年少人口の減少抑制対策や税収にも影響する生産年齢人口の減少抑制に向けた積極的な取組みを進めていく必要があります。

また、中山間地域などにおいては、都市部以上に急速に進む少子高齢化に対応する取組みを優先的に進めなければなりません。

そして、こうした取組みを進めることにより、上記の予測人口を上回る定住人口を目指します。

Ⅵ まちづくりの方向

目指すまちの姿

「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」

の実現に向け、まちづくりの方向を次のとおり掲げます。

1. 元気で心豊かな人を育むまちづくり

人口減少が続く中で、特に子供や若い世代の人口が大きく減少することが予測されることから、こうした世代の人口減少の抑制に向けて、だれもが安心して子供を産み、育て、その中心である女性の活躍できる環境づくりに努めます。

そして、充実した保育や教育を提供することのできる環境づくりに向けて、社会環境に応じた保育ニーズへの適切な対応や子供の特性や能力を伸ばす学校教育の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域の連携による社会全体で支え合いながら子供を育てる環境づくりやひとり親家庭への対応等を進め、安心して子育てができ、子供たちが学校や地域でのさまざまな体験等を通して「生きる力」を身に付け、元気に成長していくことのできるまちづくりを進めます。

さらに、子供が健やかに成長していくための、健康や医療の充実を図ります。

2. 無限の市民力を発揮できるまちづくり

日常生活において、さまざまな問題や課題に対し、地域団体・市民活動団体・企業・学校など、まちづくりを担う多様な主体が、連携・協力し、それぞれの力を発揮できるまちづくりを進めます。

また、各地域における魅力づくりや身近な課題の解決に向けて、主体的な活動を行う、地域のコミュニティ推進組織や自治会等の活動環境の整備に取り組みます。

特に、中山間地域においては、人口減少や高齢化の急速な進行に伴い、市民個人や自治会など、個々の対応ではこれまでの生活や機能を維持していくことが困難なことから、「共助」による地域の維持、活性化に向けた取組みを支援し、安心して暮らせる活力あふれる中山間地域づくりを進めます。

また、高齢化が進む中、生涯にわたって学ぶことは、生きがいをもった人生を送るうえで大切な要素であり、文化・芸術・伝統にふれあう場やスポーツに親しむ機会をつくるなど、豊かで彩りのある市民文化の育成に取り組みます。

そして、性別に関係なく能力を発揮でき、男女が責任を分担し、ともに活躍できる男女共同参画社会の実現を目指します。

さらに、子供から高齢者まで、誰もがかけがえのない生命を大切にし、互いに多様な生き方を認め合い、自由で平等な、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

3. 安心して健康に暮らせるまちづくり

市民の生命と財産を守り、安全を確保するため、市民の防災意識の高揚や「自助・共助」の意識の啓発に努め、ソフト・ハード両面から防災対策に取り組み、地域特性に応じた防災対策の強化・充実を図るとともに、災害時における重要拠点となる公共施設の老朽化への対応や情報伝達機能の強化等を進め、災害に強いまちづくりを進めます。

また、高齢者や障害者のニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支え合う福祉活動を支援するとともに、医療と介護の連携による地域包括ケアシステムの確立、疾病予防などのライフステージに応じた健康づくり、適切な医療サービスを受けられる地域医療体制の充実を図るなど、いつまでも健康に暮らせるまちづくりに取り組みます。

さらに、消防力の強化・充実を図るとともに、家庭や地域においても、防災をはじめ防犯、交通安全等に対する意識の浸透を図り、互いに支え合う地域づくりを進め、市民力を活かしたセーフティネット⁽¹⁸⁾の仕組みづくりに取り組みます。

4. 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり

本市の徳山下松港やJR徳山駅、市内4カ所の高速道路のインターチェンジなど、広域的な交通・物流の拠点としての優位性や産業構造の特徴を活かし、雇用や富の創出に繋がる周南コンビナートを中心とした工業や本市の産業資源である水素の利活用等に向けた新産業の振興を図るとともに、港湾や道路などの産業基盤の整備に取り組みます。

また、関係機関と連携しながら企業誘致や起業支援に取り組み、雇用の安定・確保を図るとともに、農林水産業の振興やさらに6次産業化へ繋がるような地域ブランド⁽¹⁹⁾への展開など、産業の活性化に取り組み、地元消費の拡大を目指します。

さらに、地元での消費を促す商業の振興とともに、「まちの顔」である徳山駅周辺の中心市街地を回遊性のある賑わい空間へと再生するため、ハード・ソフト両面から取組みを進めます。

また、恵まれた海・島・山・里の自然をはじめ動物園などの地域資源⁽²⁰⁾の充実による観光の振興や交流人口の増大につながるコンベンションシティ⁽²¹⁾の取組みにより、魅力あふれる賑わいのあるまちの実現を目指します。

5. 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり

市民が安心して住み続けられる快適で利便性の高い住環境を提供していくため、引き続き生活道路や公園、住宅、水辺空間、上下水道などの都市基盤の整備に取り組むとともに、近年問題となっているインフラの老朽化に対応するため、計画的な維持修繕や必要に応じた更新に努めます。

また、ユニバーサルデザイン⁽²²⁾をはじめ、緑や景観にも配慮したまとまりのある市街地の形成、公共交通の確保などに取り組みます。

多様化する環境問題への対応については、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、連携しながら地球温暖化・環境保全対策に取り組むとともに、生活の基盤でもあるエネルギーの安定供給のできるまちを目指し、水素などの新エネルギーや再生可能エネルギーに対する理解と普及促進に努めることにより、環境にやさしいまちの実現を目指

します。

さらに、ごみの減量化や資源化を促進し、循環型社会⁽²³⁾の構築を目指すとともに、市民一人ひとりの自覚と実践のもと、ごみのないきれいなまちの実現を目指します。

6. 最大限の行政力を発揮するまちづくり

平成31(2019)年度からの合併支援措置の終了を迎える中で、限りある行政資源を適切に配分し、最大限に活用した効果的・効率的な質の高い行政サービスを提供していくため、健全財政の推進や職員力・組織力の向上、効率的な事務事業の推進などを基本として、健全な行政経営を進めます。

これまで進めてきた、行財政改革の取組みを継続し、さらに精査するとともに、人口減少・少子高齢化の進展に伴う行政需要の増減や市民ニーズを見極めながら、適切な行政サービスの提供に努めます。

また、人口減少や今後の厳しい財政状況の中で、道路、橋梁等を含めた全ての公共施設を現状のまま維持・更新していくことは困難な状況にあることから、計画的な施設マネジメントによる予防保全を図るほか、個々の公共施設の利用状況やニーズ等を参考に、将来を見据えた施設の必要性や管理運営経費等を踏まえ、総合的に公共施設の再配置を進めます。

さらに、民間活用の推進、安定した財政運営のための歳入の確保や歳出の抑制、組織力・職員力の更なる向上などあらゆる行政経営の見直しを行い、選択と集中による健全な行財政経営を展開し、身の丈に応じた、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指します。

また、飛躍的な進歩を遂げている情報通信技術(ICT)を積極的に活用し、個人情報や適正に管理するとともに、安心安全に関する情報や地域情報・行政情報など、簡易で迅速な情報交流を行うことにより、行政サービスの利便性・効率性の向上に努めます。

【用語説明】

- (1) **市民活動**：
不特定多数の人々の利益や、地域住民の生活および地域社会の維持発展を目的として行う、非営利で自主的な活動。
- (2) **NPO (Non-Profit Organization)**：
民間非営利組織。自分たちだけでなく社会の多くの人のためになる、さまざまな活動を行い、団体の構成員や出資者に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
- (3) **社会保障費**：
安心して生活していくために必要な医療・介護・雇用・生活保護などの公的サービスに係る経費。
- (4) **地域コミュニティ**：
住民同士の交流が行われている地域の共同体。
- (5) **超高齢社会**：
一般的に、総人口のうち、65歳以上の人口の占める割合(高齢化率)が14%を超えた状態を高齢社会、65歳以上の人口の割合が21%を超えると超高齢社会という。
- (6) **グローバル化**：
国家などの境界を越えて広がること。特に、経済活動やものの考え方などが世界的規模に広がること。
- (7) **リーマン・ショック**：
平成20(2008)年に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズの破綻により、世界的金融危機の引き金となったことに照らして呼ぶ表現。それに続く金融危機や不況なども含めて意味する表現としてよく使われる。
- (8) **デフレ**：
デフレーションの略で、物価が持続的に下落する経済現象を指す。
- (9) **インバウンド**：
外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本では、海外から日本へ来る観光客を指す。
- (10) **化石燃料**：
石炭、石油、天然ガスなど化石由来の燃料。これを燃焼させることにより、地中に閉じ込められていた炭素が大気に放出されるため、その大量消費が、地球温暖化を進めた要因の一つとされる。
- (11) **再生可能エネルギー**：
自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、太陽光・太陽熱・水力・風力・バイオマス・地熱・波力などを利用したエネルギー。資源を枯渇させず利用可能であるため、地球温暖化対策に有効とされる。
- (12) **地方分権**：
国の権限や財源を地方に移して、地方の自主性・自立性を高めることにより、地方公共団体が自らの判断と責任において、行政を運営できるようにすること。

(13) **ワークライフバランス :**

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働くことで仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、子育て期・中高年期など人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できること。

(14) **SNS :**

インターネット上の交流により社会的ネットワークを構築するサービス。

(15) **合併算定替 :**

合併直後に交付税が激減しないよう、合併年度とこれに続く10年度は、合併前の旧自治体を基に算定し、普通交付税の額を補償する、特例措置。

(16) **合併特例債 :**

「平成の大合併」を実施した自治体が、合併後一定期間に発行できる債券(借金)。事業費の95%に充てることができ、そのうち7割は国が負担。自治体の直接負担額が、事業費の3割程度で済むことから、多くの自治体で活用されている。

(17) **類似団体 :**

平成23年度の本市の都市類型は、産業構造の第2次・3次産業従事者の人口が95%未満で、かつ第3次産業従事者が55%以上の団体(類型IV-1)に該当。この類型に該当する52団体のうち、人口減少傾向にある西日本の6団体を抽出して比較。

(18) **セーフティーネット :**

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安心安全を提供するための仕組みを指す、社会保障の一種。

(19) **地域ブランド :**

地域の特産品などを他の地域のものと差別化をするための名称。

(20) **地域資源 :**

地域に存在する人や物などの総称。特に、産業・観光においては地域の特徴的なもので、活用可能なものの総称。自然資源だけでなく、歴史的文化的なものや人為的なものも含む。

(21) **コンベンションシティ :**

市内の施設を活用した各種大会、企業・学会等の会議や研修会などの誘致により交流人口の増大を図り、市内消費を喚起することで地域(経済)の活性化を推進するもの。

(22) **ユニバーサルデザイン :**

年齢・性別・身体的特徴・言語などの違いに関係なく、はじめから全ての人にとって利用しやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行う考え方。

(23) **循環型社会 :**

廃棄物等の発生抑制とその循環利用が適正に行われることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られる社会。